

「江別市いじめ防止基本方針」の改定（案）

【概要版】

1 「江別市いじめ防止基本方針」について

平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等に関する基本理念や行政の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

市では、いじめ防止対策推進法に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「北海道いじめ防止基本方針」の内容を踏まえ、江別市立小中学校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成 26 年 10 月に「江別市いじめ防止基本方針」を策定（平成 30 年 2 月改定）しました。

2 改定の目的

令和 5 年 3 月、いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むために「北海道いじめ防止基本方針」の一部が改定されたことを踏まえ、「江別市いじめ防止基本方針」の一部を改定することとしました。

3 改定の主なポイント

- 犯罪行為や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものについて、主な事例とともに追加しました。（p.2）
- いじめの未然防止のための方策のひとつとして、インターネットの適切な利用について、スマホ・ネット利用に伴う SNS 等のトラブル防止のため「江別スマート 4 Rules^(※)」の浸透を図るなど、情報モラル教育に関する啓発活動を行うことを追加しました。（p.4）

※ 江別スマート 4 Rules

子どもたちが自らネットトラブルや健康被害から守ることを目的としたスマホ・ネット等の利用に関する 4 つの共通ルール

- (1) 1 日 2 時間以内とし、友だちとのメールなどのやり取りは、夜 9 時以降は行わない。
- (2) 悪口や、人を傷つける内容は書き込まない。送る前に、しっかり確認する。
- (3) 名前・住所・学校名・顔写真などの個人情報、絶対に投稿・公開しない。
- (4) 困った時は一人で悩まず、保護者や先生などの大人に相談する。

（裏面へつづく）

- 関係機関との連携において、学校、教育委員会、警察等が参加する「江別市指導連絡会」や「江別市生徒指導担当教員連絡会」等を活用して情報を共有することにより緊密な連携を図ることについての記述を追加しました。(p.5)
- 教職員に向けた啓発について、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持つとともに、児童生徒が「心の危機（SOS）」を訴えたときに、適切に対応できるように啓発するという記述を追加しました。(p.5)
- 特に配慮が必要な児童生徒について、多様な背景を持つ児童生徒、支援を要する家庭状況にある児童生徒及び性的マイノリティに関する記述を追加しました。(p.7)
- 性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者及び傍観者にならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進することを追加しました。(p.7)
- いじめの早期発見に向け、児童生徒の「早期の問題認識能力（心の危機に気付く力）」を養い、「援助希求的態度（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）」を育成できるよう、必要な教育を行うとともに、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が児童生徒の心情に寄り添うことを追加しました。(p.8)
- いじめへの対処として、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行うことを追加しました。(p.8)
- 学校間の連携として、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報取扱に配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備することを追加しました。(p.9)